

総合評価方式試行要領

〔平成30年3月20日〕
制 定

改正 令和3年7月26日

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人神奈川県下水道公社（以下「公社」という。）が発注する委託業務において、その業務の品質確保を目的として、価格と入札参加者の技術的能力を併せて評価して落札者を決定する方式（以下「総合評価方式」という。）による入札執行の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 公社が発注する委託業務のうち、その業務の履行に必要な技術的能力を有する者が履行することにより、その業務の品質をより高めることが期待されるもので、理事長が総合評価方式による入札執行が適当であると認めた業務を対象に試行する。

(有識者の意見聴取)

第3条 入札執行権者は、総合評価方式による入札執行の試行（以下「試行」という。）をするにあたって、落札者決定基準を定めようとするとき、又は落札者を決定しようとするとき（ただし、改めて意見聴取する必要があるとの意見が述べられた場合に限る。）は、あらかじめ有識者の意見を聴かなければならない。

- 2 前項に定める有識者からの意見聴取は、「公益財団法人神奈川県下水道公社総合評価委員会設置要綱」の規定により設置する委員会（以下「総合評価委員会」という。）において行うこととする。
- ただし、特別な事情がある場合にあつては、これに代えて、個別面談又は電子メール等による意見聴取ができるものとする。

(入札の方法)

第4条 入札執行権者は、試行をする際は、入札公告において次の事項も掲げなければならない。

- (1) 総合評価方式による入札であること
- (2) 落札者決定基準に関する事項
- (3) 提出資料及びその提出方法
- (4) 入札参加方法

- 2 入札の方法について、この要領に定めがない事項は、「公益財団法人神奈川県下水道公社の業務委託に係る条件付き一般競争入札実施要領」による。

(技術資料の提出)

第5条 入札執行権者は、落札者決定基準に基づき、入札参加者に対し、技術資料の提出を求めることとする。

(技術資料の評価及び落札候補者の決定)

第6条 入札執行権者は、前条の規定により提出された技術資料について落札者決定基準に基づき評価を行い、評価値の最も高い者を落札候補者に決定する。なお、評価値の最も高い者が複数となった場合は、くじ引きにより落札候補者を決定する。

(落札者の決定)

第7条 入札執行権者は、前条の規定により決定した落札候補者に対し、競争入札参加資格等を事後審査の上、要件を満たしていることが確認できた場合に落札者として決定する。

2 事後審査の結果、その者が要件を満たしていることが確認できないときは、その者の当該入札を無効とし、次に評価値の高い者又はくじ引きの場合は次順位の者を落札候補者とし、同様の審査をする。

(技術資料の作成費用)

第8条 技術資料の作成及び提出に要する一切の費用は、入札参加者の負担とする。

(入札結果の明示)

第9条 落札者を決定したときは、「総合評価方式に関する評価調書」(以下「評価調書」という)を速やかに公表する。

2 評価調書には次の事項を明示する。

- (1) 入札参加者の商号
- (2) 入札参加者の入札価格
- (3) 入札参加者の評価値(ただし、予定価格を超えた者は除く。)
- (4) 予定価格

(その他)

第10条 この要領に定める事項のほか、総合評価方式の試行に関して必要な事項は、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、平成30年3月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年7月26日から施行する。